



「インクルーシブ教育システム」の構築

校長 千葉 聡美

特別支援教育の時代に入ってから10年になります。なぜ特殊教育ではなく特別支援教育でなくてはならなかったのか、もう一度その意味を考えてみたいと思います。

特殊教育の時代は、障がいのある子どもを、その障害の状態や程度に応じた教育の場や教育の内容を手厚く提供するものでした。子どもは障がいを改善・克服し、社会参加や自立を目指して努力する存在でした。けして間違ったことではないのですが、障がいがあってもなくても、人としての尊厳は変わりませんし、一方的に努力を求められるものでもないはずで。そのような中で、平成19年に日本は障害者の権利に関する条約に署名しました。平成26年に批准することによりこの条約が日本の法律や社会に効力を発揮し始めています。この条約こそが、日本が「共生社会」になることを宣言したものであり、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加、参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会を目指す舵を切ったのです。平成19年に特殊教育から特別支援教育に変わった背景には、このような動きがありました。

共生社会の形成に向けて、教育ではインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされました。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとしています。共に学ぶために、障壁を無くしたり低くするための工夫が合理的配慮であり、多様で柔軟な学びの場の一つが高等学校における通級制度です。障がいのある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会の一員として豊かに生きることができる教育の在り方を、知恵を集めて追求していかなくてはなりません。

【最近よく耳にすることは～「合理的配慮」とは?】

合理的配慮とは、支援の必要な一人一人の「教育的ニーズ」を把握して「必要な支援」を行うことです。

この考え方は、障害者の権利に関する条約、改正障害者基本法、中央教育審議会初等中等教育分科会報告に明記され、昨年4月に施行された障害者差別解消法の中で、行政関係機関や事業者が、障がいのある方から、支援の必要を求められた際に、実施に伴う負担が過重にならないときは、性別、年齢、障がいの程度に応じて、社会的な負担を取り除くための必要かつ合理的配慮をしなければならないことが義務づけられました。

特に学校においては、障がいのある子どもの実態に応じて、教育委員会・学校・保護者・本人が、「合理的配慮」の具体的な内容について十分話し合い、決めていくことの重要性が求められています。

決められたことは、子どもの成長等に合わせて、柔軟に見直しができるよう、共通理解することの大切さも示されています。

(詳しい内容をQ&Aでまとめました。裏面を参照ください)

【特別支援教育の新しい動き～高等学校における通級による制度化】

学校教育法施行規則が一部改正され、平成30年4月1日から、高等学校に、「通級による指導」(大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部授業について障がいに応じた特別支援学級の指導を特別な場で受ける指導形態)が行われることになりました。

今まで小・中学校で行われていましたが、今後、高等学校に在籍している発達障がいのある生徒の中で、特別の指導を行う必要のある場合には、個別の指導を受けられるようになります。

指導内容は、小・中学校の「通級による指導」と同様で、自立活動が中心となります。

全日制・定時制・通信制のすべての課程で実施される予定です。

【「合理的配慮」とは？（続き）】

- 合理的配慮とは、障がいの診断がある子にだけ配慮するのですか？
→インクルーシブ教育システムの構築のために、特別支援教育をより一層推進するという基本的立場が分科会報告（中央教育審議会）で記されていることから、合理的配慮は、障がいの可能性のある子どもにも提供されるものであると言えます。
- 合理的配慮とは、何を指して、何のために配慮するのですか？
→①合理的配慮は、障がいのある子どもが十分な教育を受けることができることを目的としていると言えます。②合理的配慮は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことを目的としており、そのために必要な支援と言うことができます。
- 合理的配慮とユニバーサルデザインの違いは何ですか？
→①合理的配慮はある個人のためのもの。②ユニバーサルデザインは全ての人のためのもの。
- 合理的配慮は学級担任一人で行うものですか？
→①学校全体で取り組む、②外部の専門家等の支援を得て取り組む、③学校・家庭・地域社会が連携して取り組むことが大切です。
参考文献『そこが知りたい！大解説 インクルーシブ教育って？』
木船憲幸著（2014）明治図書

【本校の学習の様子を本校ホームページに掲載しています】

今年度から、本校の児童生徒の活動の様子を本校のホームページで紹介しています。主な内容としては、以下のとおりです。

- 全体行事「入学式（4月）」「みんなの広場（4月）」
「運動会（6月）」「北支フェスタ（7月）」
- 小学部「交通安全教室」「自立活動」
「社会体験学習」
- 中学部「体育」「美術」「音楽」
「生活単元学習」「作業学習」等
- 高等部「施設見学（4月）」「作業学習」
「課題学習」「美術作品」
- 訪問教育学級の様子



最近、掲載された内容として、「全校児童生徒『クリスマス装飾』」が紹介されています ↑
是非一度、ご覧ください。

<http://www.kitamishien.hokkaido-c.ed.jp/>

【地域冬季研修会について】

- 幼稚園・保育園の先生方のための特別支援教育に関わる冬季研修会
日 時：12月27日（火）10：00～12：00
テーマ「主体的に身体を動かす活動への取り組み
～幼児期運動指針を通して～」（全体会）
後半は、分科会において、グループごとの話し合いが行われました。
（参加者 14名）

<アンケートから>

- 運動面についての研修があまりないので、とても勉強になりました。
- 幼児の体の発達、動く、遊ぶことの大切さを学べて良かったです。
- 運動指針から改めて子供に必要なことを振り返る機会になりました
- 分科会では、日々の悩みを相談でき、アドバイスを頂き良かったです。

□心理検査研修会

日 時：12月27日（火）13：00～15：30

実施した心理検査研修部会は以下のとおり（参加者 のべ16名）

部会A：田中ビネー知能検査V 部会B：遠城寺式・乳幼児分析的発達検査
部会C：PVT-R絵画語い発達検査 部会D：SM社会生活能力検査

<アンケートから>

- 名前は知っていましたが、詳しく知らなかった部分もあり、とても勉強になりました（田中ビネー）
- 乳幼児の検査内容はあまり経験が少なかったため、貴重な機会でした（遠城寺発達検査）
- 担当している児童にもできそうな内容で、いつかやってみたいと思いました（絵画語い発達検査）
- 実施の仕方などもとても分かりやすかったです（SM社会生活能力）

【本校の地域支援の状況（12月末現在）】

<教育相談（のべ件数）>

就学前	小学校	中学校	高校	その他	合計
18	127	86	41	1	276

<今年度のパートナー・ティーチャー派遣事業受入れ数>

幼稚園	小学校	中学校	高校	その他	合計
1	23	8	10	0	42

